

要求仕様書

1. 契約概要

北海道博物館情報システムにおいて使用する物品の賃貸借契約の概要を示す。

(1) 契約期間

令和 8(2026)年 2 月 1 日から令和 13(2031)年 1 月 31 日までの 5 年間

なお、この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額または削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(2) 調達する物品および数量

別紙 1「機器仕様書-1」および別紙 2「機器仕様書-2」のとおり

(3) 納入・設置場所

北海道博物館（別紙 2「機器仕様書-2」および別紙 3「機器配置図」のとおり）

(4) 納入・設置期日

令和 8(2026)年 1 月 31 日(土)

2. 調達要件

別紙 1「機器仕様書-1」および別紙 2「機器仕様書-2」のとおり

3. 納入・設置

北海道の指示に基づき、以下のとおりに実施すること。

- ・機器などは、OS 及びソフトウェアをインストールし動作確認を行ったうえで設置すること。
- ・機器の設置にあたっては、納入する北海道の担当者の指示に従い、適切に行うこと。
- ・機器を引き渡そうとするときは、北海道にその旨を通知し、検査を受けること。

4. メーカーによる保証および保守

当該機器(コンピューター、プリンター、スキャナー、ハブ、ルーター、ハードディスク)について、本契約期間中の保守契約を含むものとする。なお、保守に要する費用(部品の購入等)は納入業者が負担すること。

ただし、特段の事情があると北海道が認めた場合には、双方協議の上、決定することができる。

- (1) 当該機器の障害発生時において、修理・部品交換を行うこと。カラープリンター2台については、ドラムカートリッジ及び定期交換部品(有寿命部品)の交換を含むものとする。作業終了後は作業内容を書面により報告すること。
- (2) メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、故障等が発生した場合には、契約期間中の 5 年間オンサイト保守により、速やかに対応可能であること。やむを得ずセンドバック方式による保守となる場合は事前に協議すること。
- (3) アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また、当該連絡体制図を提出すること。

- (4) 無償保証期間満了後においても同様に、速やかに対応可能な体制が整備されていること。
- (5) 保守作業において知り得た情報の秘密保守を確保すること。
- (6) 保守サポート期間および部品等の供給可能年数が納品後 5 年以上あること。

5. ソフトウェアの使用許諾(ライセンス)関係

- (1) 納品時点で当該コンピューターにインストールされているソフトウェアは、契約の全期間について、北海道が使用を許諾されるものであること。
- (2) 別紙 1「機器仕様書-1」において、ボリュームライセンスについては、「北海道」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。
- (3) 北海道が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に北海道と協議すること。
- (4) 正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあつては、納品時までには作業を完了すること。
- (5) ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達にあたって、基本契約等、本契約以前に北海道が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には北海道に照会すること。
- (6) コンピューターごとに、発注時に北海道が交付した「PC 管理番号シール」を貼付すること。
- (7) 機器ごとに、北海道が指定するコンピューター名および装置番号を、指示する箇所にラベルライター等で貼付すること。
- (8) コンピューターごとに、パソコンの管理番号とインストールしたソフトウェア等のライセンス管理番号との比較が可能な資料を提出すること。なお、ライセンス管理番号の付与されていないソフトウェア等がインストールされている場合は、上記資料に当該ソフトウェア等についても記載すること。

6. その他

- (1) 納入物品(ソフトウェアを含む)の稼働については、物品の製造者の如何に関わらず、納入業者が責任を負うこと。
- (2) 本調達の見積りに必要となる経費については、北海道は一切負担しないこととする。
- (3) 本調達の業務を遂行する上で、北海道の情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、本調達において知り得た北海道のあらゆる情報セキュリティに係る重要情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護に最大限の注意を払うこと。
- (4) 納入業者は業務の実施にあたり、北海道と必要な協議を行うとともに、対応状況を速やかに報告すること。
- (5) 詳細な機能要件等の決定において本仕様書の解釈に齟齬が生じた事項や、本仕様書に明記されていない事項については、別途、北海道と協議したうえで、対応方法を決定することとする。
- (6) 納入業者は納品等で発生した産業廃棄物等を適切に処分すること。

以上